

平成13年 6 月 5 日
原子力安全対策課
(1 3 - 2 0)
<15時30分記者発表>

高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム
漏えい対策等にかかる工事計画について
(原子炉設置変更許可申請の了承)

平成12年12月 8 日、県および敦賀市は、安全協定に基づく「高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等にかかる工事計画」の事前了解願いについて、改造工事の着手や運転再開の判断とは明確に切り離れた上で核燃料サイクル開発機構から受理した。

この事前了解願いの取り扱いについては、県議会等での様々な議論を十分踏まえ、県として慎重に検討してきた。

5 月19日、遠山文部科学大臣が来県し、安全の確保、透明性の拡大、地域振興策の実現等に対する国の取組みが示されるとともに、安全審査の開始について要請があった。

県としては、これまでの経緯や県議会の意向を確認し、6 月 4 日敦賀市長との協議を踏まえ、本日、別紙 1 のとおり条件を付けて核燃料サイクル開発機構が原子炉設置変更許可の申請を行うことについて了承した。

併せて、本日「もんじゅ」の安全性等について、福田内閣官房長官、遠山文部科学大臣、平沼経済産業大臣、佐々木原子力安全・保安院院長、松浦原子力安全委員会委員長、藤家原子力委員会委員長に別紙 2 のとおり要請した。

県としては、今後、独自に設置したいと考えている委員会（別紙 3）において、国の安全審査の状況を十分確認するとともに、県民の立場に立って「もんじゅ」全体の安全性を慎重に確認することとする。

< 参考 >

高速増殖原型炉もんじゅに係る主な経緯

- 平成 7 年 12 月 8 日 2 次系ナトリウム漏えい事故発生
平成 7 年 12 月 9 日 知事が旧動燃事業団に対し「徹底的な原因究明、試験工程の全面的な見直し」などを要請
平成 7 年 12 月 11 日 知事が国に「原因究明、試験工程の見直し、高速増殖炉のあり方の国民合意形成」などを要請
平成 7 年 12 月 20 日 県および敦賀市、美浜町などが立入調査
- 平成 8 年 1 月 23 日 総理大臣ほかに三県知事提言
平成 8 年 4 月～9 月 原子力政策円卓会議開催
- 平成 9 年 1 月～12 月 「高速増殖炉懇談会」（平成 9 年 12 月 報告書公表）
平成 9 年 2 月 4 日 「当面の核燃料サイクルの推進」閣議了解
（2 月 27 日 総理大臣から協力要請）
平成 9 年 2 月 20 日 科学技術庁「もんじゅタスクフォース」が調査結果公表
平成 9 年 4 月～8 月 「動燃改革検討委員会」（平成 9 年 8 月 報告書公表）
平成 9 年 9 月 11 日 原子炉等規制法違反により 1 年間の原子炉運転停止処分
- 平成 10 年 3 月 30 日 科学技術庁が「もんじゅ安全性総点検」報告書公表
平成 10 年 4 月 16 日 原子力安全委員会が「研究開発段階の原子力施設の安全確保対策について」決定
平成 10 年 4 月 20 日 原子力安全委員会「もんじゅ事故調査ワーキンググループ」が最終調査報告書公表
平成 10 年 9 月～平成 12 年 2 月 原子力政策円卓会議開催
平成 10 年 10 月 1 日 核燃料サイクル開発機構が設立（同年 4 月 法成立）
- 平成 11 年 5 月 18 日 「長期計画策定会議」を設置
- 平成 12 年 8 月 22 日 長期計画（案）公表
（10 月 7 日 福井市で「ご意見をきく会」）
平成 12 年 9 月 28 日 原子力安全委員会「もんじゅ安全性確認ワーキンググループ」が報告書公表
平成 12 年 10 月 23 日 大島科学技術庁長官と平沼通産大臣ほかに対し、
「長期計画策定に当たっての県民意見の反映」、「もんじゅに対する国の取り組み」と「安全確保と地域振興等に関する要望」を提出
平成 12 年 11 月 24 日 原子力長期計画決定
平成 12 年 11 月 26 日 大島科学技術庁長官来県、県申し入れの回答と協力要請
平成 12 年 12 月 5 日 敦賀市長と協議
平成 12 年 12 月 8 日 県と敦賀市は安全協定に基づき事前了解願いを受理
- 平成 13 年 5 月 19 日 遠山文部科学大臣来県、国の取り組み、安全審査開始を要請
平成 13 年 5 月 21～25 日 県議会会派の意向確認
平成 13 年 6 月 4 日 知事と敦賀市長が協議
平成 13 年 6 月 5 日 県と敦賀市は原子炉設置変更許可申請について了承

平成13年 6 月 5 日

核燃料サイクル開発機構

理事長 都甲 泰正 殿

福井県知事 栗田 幸雄

高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム 漏えい対策等にかかる工事計画について

平成12年12月8日に事前了解願いのあった高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等にかかる工事計画について、下記のことを条件とし、原子炉設置変更許可の申請を行うことを了承する。

記

- 1 平成7年の「もんじゅ」2次系ナトリウム漏えい事故の調査結果および「もんじゅ安全性総点検」で摘出された課題ならびに「研究開発段階の原子力施設の安全確保のあり方」等を十分踏まえ、改めて国において「もんじゅ」全体の安全性を確認することが重要であり、このことを十分踏まえて対応すること。
- 2 県としては、今回、特に「もんじゅ」全体の安全性を専門的に調査するため、独自に委員会を設置したいと考えているので、核燃料サイクル開発機構においては、安全性について徹底した情報の開示と提供を行うなど、この委員会の運営に積極的に協力すること。
- 3 昨年12月の「事前了解願い」については、改造工事の着手や運転再開の判断とは明確に切り離した上で受理したものである。
その際、「もんじゅ」の安全性が確認されなければ「了解」しないものであること、また、安全性が確認された場合においても、安全協定に基づく「了解」がなければ、改造工事には着手できないことを申し入れており、このことを十分踏まえて対応すること。
- 4 昨年11月に策定された原子力開発利用長期計画において示された高速増殖炉サイクル技術開発の意義や「もんじゅ」の位置付けと果たすべき役割について、今後とも国民や県民の理解が得られるよう、核燃料サイクル開発機構においても継続的に取り組むこと。

高速増殖原型炉もんじゅの 安全性等にかかる要請について

平成13年6月2日

山形県
平野 隆子
氏 姓 姓 名

文部科学大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

原子力安全委員会

原子力委員会

原子力委員会

平成13年6月

福井県

高速増殖原型炉もんじゅの安全性等 にかかる要請について

高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等にかかる工事計画については、平成12年12月8日、安全協定に基づき核燃料サイクル開発機構から県と敦賀市に事前了解願いが提出されておりましたが、本日、原子炉設置変更許可申請を行うことを了承しました。

つきましては、「もんじゅ」の安全の確保および国民合意の形成の観点から、別紙のことを強く要請します。

平成13年6月5日

内閣官房長官
文部科学大臣
経済産業大臣
経済産業省資源エネルギー庁
原子力安全・保安院長
原子力安全委員会委員長
原子力委員会委員長

福田 康夫
遠山 敦子
平沼 赳夫

佐々木 宜彦 殿
松浦 祥次郎
藤家 洋一

福井県知事 栗田 幸雄

別紙

- 1 平成7年の「もんじゅ」2次系ナトリウム漏えい事故の調査結果および「もんじゅ安全性総点検」で摘出された課題ならびに「研究開発段階の原子力施設の安全確保のあり方」等を十分踏まえ、改めて国において「もんじゅ」全体の安全性を確認すること。
- 2 県としては、今回、特に「もんじゅ」全体の安全性を専門的に調査するため、独自に委員会を設置したいと考えているので、国として安全性について徹底した情報の開示と提供を行うなど、この委員会の運営に協力すること。
- 3 昨年12月の「事前了解願い」については、改造工事の着手や運転再開の判断とは明確に切り離した上で受理したものである。
その際、「もんじゅ」の安全性が確認されなければ「了解」しないものであること、また、安全性が確認された場合においても、安全協定に基づく「了解」がなければ、改造工事には着手できないことを核燃料サイクル開発機構に申し入れているので、国としてもこのことを十分踏まえた対応を行うこと。
- 4 昨年11月に策定された原子力開発利用長期計画において示された高速増殖炉サイクル技術開発の意義や「もんじゅ」の位置付けと果たすべき役割について、今後とも国民や県民の理解が得られるよう、国において継続的に取り組むこと。

「もんじゅ」全体の安全性を専門的に調査するための委員会の設置について

平成13年6月5日
原子力安全対策課

1. 設置の主旨

高速増殖原型炉もんじゅについては、高速増殖炉の原型炉であり、冷却材にナトリウムを使用していることから、その安全性に対する県民の関心が極めて高い。

このため、昨年12月に核燃料サイクル開発機構から安全協定に基づき事前了解願いが提出された「もんじゅ」のナトリウム漏えい対策等の改造工事を含めた「もんじゅ」全体の安全性について、県民の視点に立ち技術的、専門的に調査検討する委員会を設置する。

2. 構成委員

委員は学識経験者(大学教授他)6名を予定。うち2名は、現在県が委嘱している顧問(6名)から選出。座長は互選とする。

3. 運営

- ①委員会は、公開を原則とする。
- ②委員会の設置は、核燃料サイクル開発機構が国に原子炉設置変更許可申請を行った後とする。
設置期間は、国の許可後、委員会としての報告書を作成するまでとする。
- ③委員会は、必要に応じて、核燃料サイクル開発機構、原子力安全・保安院、原子力安全委員会の専門家の説明を求めるとともに、参考人の意見も聴取する。
- ④委員会は、報告書(案)の公表後、「もんじゅ」の安全性についてのシンポジウム(国、県等が出席)を開催する。

4. 県民意見の募集

- ・「もんじゅ」の安全性に関する県民の意見を把握し、委員会の審議に反映させることを目的として、県民の意見を約1ヶ月にわたり募集するとともに、「県民のご意見を聴く会」を開催する。
- ・委員会は、これらの意見を取りまとめた上で、技術的・専門的に調査検討すべき課題を摘出し、審議する。